

玉名市統計調査員希望者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、統計調査員の確保が困難となっている現状を改善するため、あらかじめ統計調査員希望者（以下「調査員希望者」という。）を登録し、統計調査員の確保に資するとともにその資質の向上を図ることを目的とする。

(登録基準)

第2条 市長は、次に掲げる基準をすべて満たす者の中から、調査員希望者の登録を行うものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 市及び近隣市町の区域内に居住する満20歳以上の者であること。
- (2) 統計調査に関し理解と熱意を有し、責任をもって調査業務を遂行することができる者であること。
- (3) 人格が円満であって、常識を有し、接遇上問題がない者であること。
- (4) 統計調査員としての仕事の性質上、不適格な職業又は経歴を有していない者であること。

(登録手続)

第3条 調査員希望者の登録を申し込む者（以下この条において「登録申込者」という。）は、統計調査員希望者登録申込書（様式第1号。以下この条において「申込書」という。）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申込書を受理した場合において、登録申込者が前条に規定する登録基準をすべて満たすときは、当該登録申込者を統計調査員希望者登録カード（様式第2号）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を統計調査員希望者登録通知書（様式第3号）により当該登録を受けた者（以下「登録調査員」という。）に通知するものとする。
- 4 市長は、申込書を受理した場合において、登録申込者が前条に規定する登録基準を満たさないときは、その旨を統計調査員希望者不登録通知書（様式第4号）により当該登録申込者に通知するものとする。

(登録期間等)

第4条 登録調査員の登録期間は、5年とする。ただし、登録調査員は、再登録されることができる。

- 2 市長は、前項ただし書の場合においては、登録調査員に登録継続の意思確認を行うものとする。

(登録の取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 登録調査員から登録の取消しの申出があったとき。

(2) 登録調査員が第2条に規定する登録基準を欠くことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を統計調査員希望者登録取消通知書（様式第5号）により登録調査員に通知するものとする。

（募集等）

第6条 市長は、調査員希望者を次に掲げる方法で募集し、又は依頼することができる。

(1) 広報紙等による公募

(2) 個人、団体等への推薦依頼

(3) 統計調査員として経験のある者への依頼

（統計調査員の推薦）

第7条 市長は、統計調査員を推薦するときは、登録調査員の中から選考する。ただし、地域的な事情その他の理由で統計調査員としての適格者を得られないときは、登録調査員以外の者の中から選考することができる。

2 市長は、前項の規定により統計調査員を推薦するときは、あらかじめ調査の内容、受持調査区の区域、調査の期間等を明示して、登録調査員の同意を得なければならない。

（研修等）

第8条 市長は、統計調査の円滑な実施を図るため必要と認めるときは、登録調査員に対し統計調査に関する資料等を配布するとともに、研修会等を開催することができる。

2 市長は、総務省、熊本県及び県統計協会が開催する研修会等に登録調査員を派遣することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。